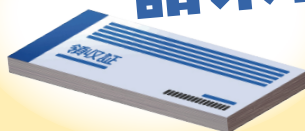


# 消費税

## 軽減税率・インボイス

中小事業者**タイプ別**対応術

適格請求書



## はじめに

令和元（2019）年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに合わせて、食品と新聞に対して8%の軽減税率が導入されます。そのため、消費税率は8%と10%の複数税率になります。

食品や新聞を取り扱っている事業者は、軽減税率や複数税率への対応が必要となりますが、売上に軽減税率の対象となる品目がない事業者でも、仕入れや経費などの支払には軽減税率の対象となるものがあるため、軽減税率について全く知らないというわけにはいきません。

さらに重要な改正が、令和5（2023）年10月1日からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入です。インボイスとは、消費税法の規定に沿った事項をきちんと記載した請求書等のことを指しますが、記載に誤りがあった場合には、修正して再発行を求められることとなります。また、インボイス制度では、発行事業者として税務署に登録した者しかインボイスを発行することができません。

このように消費税は創設以来、最大の改正を迎えます。そして、この改正は事業者の皆さんに大きな事務負担をもたらすものであり、特に中小事業者には不安だと思えます。本冊子は、軽減税率およびインボイスにどう対応したらよいか、できるだけ手間をかけずに対応できる方法を示すものです。

軽減税率やインボイスへの対応は、①食品や新聞の取扱いのある事業者か、②それらの取扱いがない事業者か、③出前やイトイン、持ち帰り販売のある事業者か、それぞれのタイプによって対応が異なります。そこで、本冊子では、まず「第1編」での軽減税率とインボイス制度の概要を踏まえ、「第2編」ですべての事業者が対応しなければならない事項を、また「第3編」では事業者のタイプによる対応術を解説しています。

軽減税率とインボイスへの対応は事業者にとって煩わしい作業ですが、本冊子が皆様の手助けになることを願っています。

# 目

# 次

## 第1編 まず基礎知識を確認しよう！

I	今後の消費税の動きを確認！	4
II	軽減税率のしくみ	6
III	4年間は簡素な方法「区分記載請求書等保存方式」でOK	12
IV	区分経理ができない事業者のための特例	14
V	インボイス制度の導入	16

## 第2編 共通対応～すべての事業者に関係すること

I	対応スケジュールを確認！	20
II	日々の業務はどう変わる？	21
III	税率引上げと軽減税率への対応	22
IV	経過措置への対応	24
V	4種類の請求書等のひな型	26
VI	3万円未満の特例の廃止と上様領収書	28
VII	転嫁対策法と価格表示	30
VIII	インボイス発行事業者として登録すべきか	32
IX	取引先に免税事業者がいる場合の対応	34
X	レジや受発注システムの導入・改修と補助金	35

## 第3編 中小事業者タイプ別 対応術

I	あなたはどのタイプ? .....	36
II	〈タイプ別 対応の極意1〉 令和元(2019)年10月1日に一気に対応…	38
III	〈タイプ別 対応の極意2〉 4年間でゆっくり対応 .....	39
IV	〈タイプ別 対応の極意3〉 ハンコで対応 .....	40
V	〈タイプ別 対応の極意4〉 レジを入れ替えずに8%、10%に対応 …	42
VI	〈タイプ別 対応の極意5〉 手書きでも対応は可能 .....	44
VII	〈タイプ別 対応の極意6〉 イートインも貼り紙でらくらく対応 .....	46
VIII	出前、宅配、ケータリングがある場合 .....	47

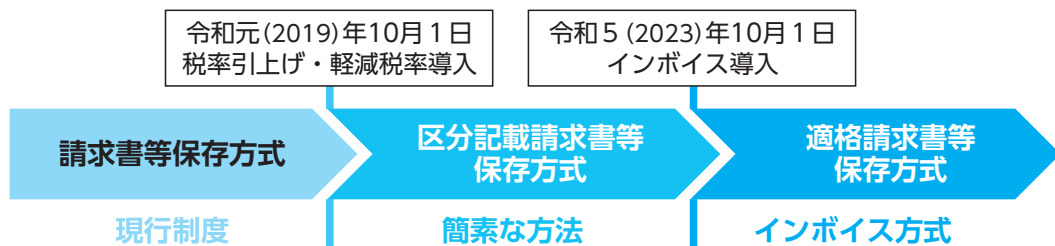
## 第4編 知りたいこといろいろFAQ

I	食べられる物ってなんですか? .....	48
II	請求書っていうけど領収書はダメですか? .....	50
III	家賃の振込みはどうしたらいいですか? .....	52
IV	インボイス発行事業者の登録は屋号でもできますか? .....	54
V	老人ホームの食事って非課税ではないんですか? .....	56

\*本冊子は、令和元（2019）年5月1日現在の法令等によっています。

\*本冊子では、元号のアルファベット表記を「平成＝H」「令和＝R」としています。

## I 今後の消費税の動きを確認！



### 1 税率10%への引上げと経過措置

令和元(2019)年10月1日から、消費税の税率は、現在の8%から10%へと引き上げられる予定です。消費税率が引き上げられた後も、一定の条件を満たす取引には、現在の税率8%が適用されます。これを経過措置といいます。経過措置の中には、税率引上げの半年以上前、平成31(2019)年3月31日までの契約等により適用になるものがあります。

#### 消費税率が10%になっても8%に据え置きとなる経過措置の種類

分類	経過措置
令和元(2019)年10月1日をまたぐ期間に適用されるもの	旅客運賃等 電気料金等 特定新聞 家電リサイクル料
引上げの半年前・平成31(2019)年3月31日までに契約していると適用されるもの	請負工事等 資産の貸付け 指定役務の提供(いわゆる互助会、冠婚葬祭) 予約販売等に係る書籍 通信販売 有料老人ホームの入居一時金

### 2 軽減税率8%の導入

税率が10%に引き上げられる際に、①酒類と外食を除く飲食料品の販売と、②定期購読契約による新聞の販売は、「8%の軽減税率」が適用されます。これに対して10%の税率を「標準税率」といいます。

現在の税率8%と、軽減税率の8%は、同じ8%でも国の税金である消費税と、地方消費税との内訳が違ってくるため注意が必要です。

区分	適用時期	現行	令和元年10月1日（軽減税率制度実施後）	
			軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計		8.0%	8.0%	10.0%

### 3 複数税率の影響 ～区分経理の必要性と4年間限定の簡素な方法

標準税率が10%に引き上げられ、同時に8%の軽減税率が導入されると、消費税は2種類の複数税率になるため、税率ごとに分けて経理をすることが必要になります。これを「区分経理」といいます。

令和元（2019）年10月1日からの税率引上げと軽減税率の導入以降4年間は、区分経理は簡素な方法で行うことが認められます。この簡素な経理方法を「区分記載請求書等保存方式」といいます。

また、この期間は、区分経理に対応できない事業者には特例が設けられます。

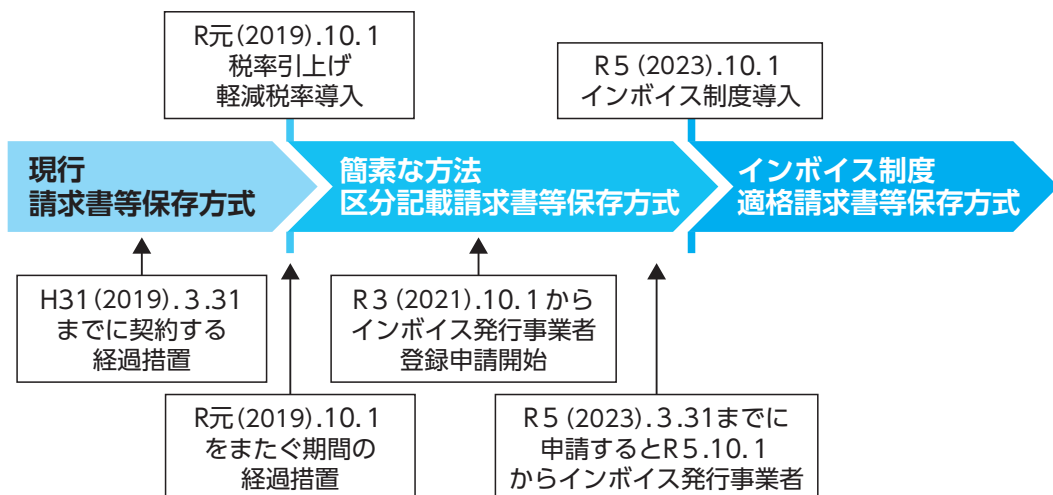
### 4 問題はインボイス方式の導入

税率引上げと軽減税率の導入から4年を経過した令和5（2023）年10月1日からは、区分経理の方法として「インボイス方式」（正式名称は「適格請求書等保存方式」）が導入されます。

インボイス方式では、インボイスを発行できるのはインボイス発行事業者として登録した事業者に限られます。インボイス発行事業者の登録は、あらかじめ税務署長に申請することが必要です。登録をするとインターネットで事業者の氏名や名称、登録番号などが公表されます。

消費税を計算する際には、売上に対する消費税から、仕入れや経費に係る消費税をマイナスすることができます（これを「仕入税額控除」といいます）。インボイス方式に移行した後は、仕入税額控除は、インボイス発行事業者に支払った仕入れや経費に限られることとなります。ということは、インボイスを発行できない事業者と取引をすると、仕入税額控除ができなくなり、納める消費税が増えてしまうという問題があります。

## I 対応スケジュールを確認！



### 1 今からできること

売上に軽減税率対応のものがなければ洗い出し、従業員教育をします。  
令和元（2019）年9月30日までにレジの改修をしましょう。

### 2 半年前までに契約する経過措置

平成31（2019）年3月31日までに契約すると適用になる経過措置があります。

### 3 令和元（2019）年10月1日の軽減税率導入時

この日から簡素な方法（区分請求書等保存方式）が適用になり、この日をまたぐ取引に対する経過措置があります。

### 4 インボイス制度（適格請求書等保存方式）に対して

令和3（2021）年10月1日から、インボイス発行事業者の登録が始まります。  
令和5（2023）年3月31日までに登録申請すると、同年10月1日にインボイス制度が導入されるのと同時に、インボイス発行事業者になれます。

# II 日々の業務はどう変わる？

## 1 税率引上げ・軽減税率の導入の影響

軽減税率が導入されると、消費税の税率は複数税率になるため、売上や仕入れといった取引を行う都度、あるいは値引きや返品があった場合には、どの税率が適用になるかを常に念頭において業務を行う必要があります。

## 2 簡素な方法が認められる4年間

軽減税率の導入によって、税率ごとに区分経理する必要が生じますが、令和元（2019）年10月1日の税率引上げ・軽減税率の導入から4年間は、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式）で行うことが認められます。

この間は、区分経理に対応できない事業者がいることが考えられるので、記載事項が不備な請求書等を受領した場合には、追記することが認められます。

そうすると、この4年間は、請求書等を受け取るたびに、税率ごとに区分経理がなされているかを確認し、区分経理ができていない場合は追記をすることになります。



## 3 インボイス制度の導入からの6年間

インボイス制度の導入によって、インボイスに記載された消費税額が仕入税額控除の対象になります。そのため、インボイス制度の導入後は、受領した請求書等がインボイスか、インボイスでないかを常に確認しながら処理する必要が生じます。

ここで、令和5（2023）年10月1日からの6年間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額控除の対象になる経過措置が設けられていることから（※17ページ）、この期間は、インボイスではない課税仕入れについても、今までと同じように入力などをする必要があります。

## 4 インボイス制度の導入から6年経過後

インボイス制度の導入から6年を経過すると、**3**の経過措置が適用できなくなります。



## I あなたはどのタイプ？

第2編では、すべての事業者に通ずることについて説明しましたが、軽減税率やインボイスへの対応は、軽減税率の対象となる売上の有無により異なります。そこで、右ページのフローチャートで、どのタイプの事業者かを判定します。

### Q1 レジや請求書のシステムを入れ替えますか？

第一のチェックポイントは、レジや請求書システムの入替えを予定しているかです。スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど、8%と10%の取引がかなりの数混在する事業者は、レジの入替えは必須です。しかし、混在しない事業者や取引が少ない事業者は、レジやシステム以外の方法で8%と10%に対応することも可能です。

### Q2 売上に対する税率は？～軽減税率の対象売上有りますか？

タイプ別に分けるにあたっては、軽減税率の対象となる売上の有無が問題になります。単にあるかないかだけでなく、①売上のすべてが10%か、②すべて8%か、③8%と10%が混在するのか、の3つに分けて考えることにします。

### Q3 店内飲食とテイクアウト、イートインがありますか？

飲食品などを販売する実態として、店内飲食、テイクアウト、イートインの有無を確認します。

### Q4 出前、宅配、ケータリングがありますか？

8%と10%の消費税率が混在する事業者のうち、特に注意が必要なのが、①店内飲食とテイクアウトがある事業者、②イートインがある事業者、③出前や宅配とケータリングがある事業者です。



## ■タイプ別 対応術フローチャート

